（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十四　（略） 二十五　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 二十六～三十二　（略） （建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）に関すること。 六～四十八　（略） （施工企画課の所掌事務） **第七十九条の二**　施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 七　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）及び浄化槽設備士に関すること。 七～二十六　（略）	（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十四　（略） 二十五　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。 二十六～三十二　（略） （建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　建設業法の規定による技術検定（建設工事用機械に係るものを除く。）に関すること。 六～四十八　（略） （施工企画課の所掌事務） **第七十九条の二**　施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。 七　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による技術検定（建設工事用機械に係るものを除く。）及び浄化槽設備士に関すること。 七～二十六　（略）
（北海道開発局組織規則の一部改正） **第四条**　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）を次のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（機械課の所掌事務） **第三十八条**　機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 七　（略）	（機械課の所掌事務） **第三十八条**　機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。 七　（略）